

台湾のスポーツ組織に関する研究

— 中華台北オリンピック委員会と中華民国体育運動総会を対象として —

高橋 豪 仁 奈良教育大学保健体育講座 (体育学)
童 安 侏 鳴門教育大学
菊 幸 一 筑波大学

A Study of Taiwanese Sport Organizations : Focusing on the Chinese Taipei Olympic Committee and the Republic of China Sport Federation

TAKAHASHI Hidesato

(Department of Health and Sports Science Education, Nara University of Education)

TUNG An i

(Naruto University of Education)

KIKU Koich

(University of Tsukuba)

Abstract

The purpose of this study is to clarify the features of Taiwanese sport organizations as nongovernmental ones, focusing on the Chinese Taipei Olympic Committee and the Republic of China Sport Federation from a viewpoint of “publicness,” and to make a suggestion about Japanese sport organizations. In this study three standpoints of “publicness” are used, which are the types of bottom-up or top-down, the “new public commons,” and “publicness” based on sport culture. Especially the first and second standpoints are used.

The Chinese Taipei Olympic Committee dispatches the Taiwanese athletes to the international sport events hosted by the IOC, based on the Olympic model that is not restricted by the frame of the states, which means that the CTOC is regarded as the symbolic organization that generates a national identity as “Taiwan” or “Republic of China.” The Republic of China Sport Federation builds the “new public commons” and contributes to making a civil society, because the ROC Sport Federation develops the autonomous projects working with the government sector, the private sector and the community sector. In 2013, the Sport Affairs Council and the Department of Physical Education were integrated to the Sports Administration and it was located under the Ministry of Education, which might mean that Taiwanese sports policies were actually conducted in educational administration. Being under the concept of the “new public commons,” it may be needed that the CTOC and the ROC Sport Federation as nongovernmental sport organizations should not be obedient to the Sports Administration, but rather influence it by the civil hegemony.

キーワード：スポーツ組織, 台湾, 公共性
中華台北オリンピック委員会,
中華民国体育運動総会

Key Words: sport organization, Taiwan, publicness
the Chinese Taipei Olympic Committee,
the Republic of China Sport Federation,

1. はじめに

1964年の東京オリンピックを控えた時期に日本に取り入れられたスポーツ医科学的なスポーツ指導やスポーツ指導者の養成、また、1995年から文部省で始められた「総合型地域スポーツクラブ育成事業モデル」、2011年に施行されたスポーツ基本法に明記されたスポーツの権利、等、日本のスポーツ政策の多くは、いわゆるヨーロッパのスポーツ先進国をモデルとして、決定・実施が成されてきた。確かに、日本には存在しないスポーツの制度や理念を参考にすることによって、日本のスポーツ政策やスポーツ事業に示唆が与えられることは多々あるだろう。一方で、東アジアにおける隣国のスポーツ政策を検討することによって、日本のスポーツとの類似や差異、あるいは国家機構と民間のスポーツ組織との関係性における反面教師的な問題点に気づくことで、日本のスポーツ政策への教訓が与えられることもあるだろう。

こうした問題意識に基づき、筆者たちはかつて韓国と中国のスポーツ政策について「公共性」の視点から論じた[高橋・菊, 2013]。そこでは、公共性を3つの立場から捉えた。1つは、「ボトムアップ型・市民社会型の公共性」であり、ハーバーマスが言うところの、下から積み上げあげられていく合理的な合意形成による公共圏の担保が成されているかが問題となる。2つ目はギデンズ[1999]の「第3の道」に通底する「新しい公共」の理念であり、市民（コミュニティ・セクター）、行政（公的セクター）、市場（私的セクター）との関係性において「新しい公共」が構築され、その担い手が共的セクターとなる。スポーツ組織が共的セクターとして他の様々なセクターとの連携・協働することによって自立・自律的で持続的な経営が可能となる。3つ目は、「スポーツの文化的特性に基づく公共性」であり、プレイの世界であるスポーツが公共性を切り開く窓口となり[菊, 2001]、スポーツのプレイ欲求やスポーツの内在的価値が社会的に認知されることが肝要となる。

本研究は、前回の研究に引き続き、東アジア諸国の中でも、特に台湾のスポーツ政策に注目し、台湾において統括的な役割を果たすスポーツ組織である、中華台北（チャイニーズタイペイ）オリンピック委員会と中華民国体育運動総会を研究対象とし、公共性の観点から検討する。前回と同様に、公共性については上記の3つの視点の中でも、特に1つ目と2つ目の視点から考察を加えることとする。

日本のスポーツは、「国民（ネーション）」教育の延長線上において、体育政策の中に位置づけられてきたが故に、スポーツの高度化が体育の一貫としての学校運動部活動を基盤としてきた。そして、これとは別ルートで競技スポーツ自体を強化することでナショナリズムを高揚

させようとする国家戦略に関して、日本は韓国や中国に遅れを取った。これに対して、韓国や中国では、近代化が遅れた分、日本のような学校体育を基盤としたピラミッド構造の中でスポーツを高度化するのではなく、競技スポーツ自体を直接国家が高度化し、エリート選手を作り出す体制が形成された[菊, 2015: 249-259]。果たして台湾の場合は、日本と同様に学校運動部活動を基盤としたスポーツの高度化が行われているのだろうか、それとも韓国や中国と同様なのであろうか。こうした問題も、スポーツが自立・自律的な体制において実施できているのかという公共性に関わるものである。

2. 調査の概要⁽¹⁾

2.1. 中華台北（チャイニーズタイペイ）オリンピック委員会

時間：2014年10月31日 10:00～

場所：中華台北オリンピック委員会（台北市）

インタビュー対象：中華台北オリンピック委員会
幹部職員 A氏

主な質問事項：中華台北オリンピック委員会の発展・歴史、業務、等

2.2. 中華民国体育運動総会

時間：2014年10月30日 15:00～

場所：中華民国体育運動総会（台北市）

インタビュー対象者：中華民国体育運動総会 秘書長

主な質問事項：組織構成、中華民国体育運動総会に關係する組織・団体、会長の選出方法・歴代会長の属性、2013年1月に体育委員会が教育部体育司と合併し、教育部の傘下にある体育署になったことについて等

3. 中華台北（チャイニーズタイペイ）オリンピック委員会の歴史的経緯⁽²⁾

チャイニーズタイペイオリンピック委員会（CTOC）のもともとの名称は、「中華奥会」といい、1922年に北京で成立した中華全国アマチュアスポーツ連合会（China National Amateur Athletic Federation）である。その後、1924年に成立した中華全国体育協進会と合併し、「中国オリンピック委員会」となった。1949年中国で内戦が発生し1つの国が2つの部分となり、2つのオリンピック委員会が存在するようになった。1つは北京に残り、もう1つは、当時の政府と共に、台湾に移転した。台湾の国民政府には、もともとのオリンピック委員会のメンバーがおり、国際オリンピック委員会は、両者とも会員として承認した。つまり、北京にある中国オリンピック委員会と台湾にある中国オリンピック委員会

(Chinese Olympic Committee) とも承認したのである。

両者は、どちらが中国の代表なのかについて、1949年以降、1950年代、争うこととなり、両者は国際社会の評価に晒されることとなった。1960年代、国際的には、北京のオリンピック委員会を承認する国が増えた。特に、1971年に中国大陸の中華人民共和国政府が台湾政府の国連の代表権を取って替わったことが転機となった。台湾にあるオリンピック委員会は、中国を代表することができなくなることから、Chinese Olympic Committeeを使わず、Republic of China Olympic Committee (ROCOC) と改称することをIOCに申し出て、1968年のメキシコのIOCの会議で承認された。一方、中国のオリンピック委員会は、Chinese Olympic Committee (COC) という名称となる。しかし、中国側は、台湾のオリンピック委員会を認めようとしなかった。1979年には、中国はアメリカと国交を結んだ。IOCでは、2つの中国の問題に対し、中国側の意見を受け入れ、Chinese Olympic Committee (COC) という名称を中国のオリンピック委員会に与えることとなった。

その後、中国側が台湾にある中華民国オリンピック委員会は名称を変えなければいけないという要請をIOCにした。しかし、台湾政府は絶対名称を変えない姿勢を示した。1979年10月に、名古屋で開催されたIOC理事会において、それまでRepublic of China Olympic Committee (ROCOC) であったものを、「COC in Taipei」という意味で「CTOC (チャイニーズタイペイオリンピック委員会)」と改称することで、台湾のオリンピック委員会がIOCに残ることが認められた。

以上が、チャイニーズタイペイオリンピック委員会という名称の由来である。こうした当時の政治的な関係において、このような名称を受け入れることができないとし、台湾のオリンピック委員会とIOCの台湾代表委員である徐亨 (ヘンリー・シュウ) 氏は、スイスの地方裁判所にIOCを訴えた。結果として、台湾のオリンピック委員会が勝利し、IOCが負けた。しかし、IOCが改善策として、IOCの憲章を変えたのである。それまでの憲章では、国家を代表するオリンピック委員会しかオリンピック大会に参加できなかった。そのため、国家を単位とするオリンピック委員会の名称は、当然国の名称となる。IOCは1980年に憲章を改訂し、国を単位としてオリンピック大会に参加するのではなく、オリンピック委員会を単位にオリンピック大会に参加することにしたのである。使用する旗は、オリンピック委員会の旗で、使用する歌は、オリンピック委員会の歌である。IOCは、このように憲章を改訂した後に、台湾政府が譲歩した。オリンピック大会に参加するオリンピック委員会の名称が使用されるのであり、国の名前ではないから、改名することを受け入れたのである。1981年、台湾のオリンピック

委員会とIOCは協定を結び、チャイニーズタイペイオリンピック委員会という名称を使用することを同意した。そして、台湾のオリンピック委員会の旗と歌を使って、オリンピック大会に参加することになった。これによって台湾は、IOCが開催するすべての関連大会に参加することができる。このような方式は、「奥會模式 (オリンピックモデル方式)」と呼ばれている。

A氏は、IOCのこの決断を高く評価すると言った。この方式によって、台湾にいる若い選手にオリンピック大会や他のスポーツ大会に参加するチャンスが与えられている。また、IOCとの協定は、政治的な協定であるが、この協定によって、台湾の選手は、世界の各国と同じ立場で競技することができるのである。また、このオリンピックモデル方式も他の国際組織に使われている。例えば、WHO (世界保健機構)⁽³⁾、国際民間航空機関 (ICAO)、アジア太平洋経済協力 (APEC) にも同じような名称を使って、加盟している。

4. 中華民国体育運動総会⁽⁴⁾

4.1. 歴史

中華民国体育運動総会 (以下は体総) は、台湾の社会体育でリーダーシップを持つ民間スポーツ組織である。体総の目的は、全民運動を推進並びに発展させ、アマチュアスポーツ精神を發揚し、社会体育及びスポーツの技術を向上させ、国際スポーツ界との関係を強化することである。

体総の歴史を語るためには、台湾に移転する前、すなわち中国大陸にいた中華民国政府時代にさかのぼる必要がある。体総の前身は、1924年南京で成立した「中華全国体育協進会 (全体協)」である。この全体協は、中華民国のスポーツをまとめる組織である。全体協が成立した後は、中華全国アマチュアスポーツ連合会と合併し、中華民国とIOCとの関係をつなぐ重要な組織となった。

それと同時に、IOCでは、中華民国代表の国際委員王正廷氏が選出され、1931年パリで開催された会議で全体協を中華民国オリンピック委員会 (Chinese Olympic Committee, National Amateur Athletic Federation) として承認した。その後、中華民国は、1932年のロサンゼルスオリンピック大会に参加し、選手も派遣することができた。戦後の1949年、全体協は、台湾に移ったが、社会的な状況が不安定のため、2年間の会務を停止していた。2年後の1951年に、全体協の中にある中華民国オリンピック委員会は、IOCに南京の住所を台北に変更すると申し出たと同時に、会務を再開した。1973年に全体協の理事改選及び組織改編を行い、「中華民国体育協進会」と改称し、組織の中にある中華民国オリンピック委員会を独立させた。1989年12月23日、全体協は、現在の「中

華民國体育運動總會（以下は体総）」と改名し、台湾における社会体育と全民運動の推進組織として、全国的なスポーツ種目別協会、並びに直轄市などの体育運動總會の総括団体となった。

4.2. 組織

体総に加盟している団体は、74団体があり、その内訳は、65の全国的なスポーツ協（総）会、6つの直轄市と金門県、台湾省⁽⁵⁾の2つの体育（総）会と1つのスポーツ傷害防護協会である（インタビュー調査当時）。現任の会長は、張朝國氏である。現在の組織は、インタビュー当時と比べて、競技団体2団体を減少し、金門県体育会が加盟していない。

体総の最高権力機構は、会員代表大会である。しかし、大会の休会期間中に、理事会が職権を代行する。本会の事務局には、事務局長と副事務局長がおり、輔導組（指導）と活動企画組（イベント企画）の二つの専門部会（組）を設置している。行政、資訊（情報）、会計の三つの支援部会を設置し、必要時に顧問を招聘し、技術委員会、運動記録審査委員会、奨励審査委員会等を開催する。

4.3. 業務

体総の業務について、以下の7項目をあげることができる。

(1) 業務方針

- ・政府の全民運動の推進発展、スポーツ意識の向上、スポーツ人口の普及、国民の規律なスポーツ習慣の養成などに協力する。
- ・政府の競技スポーツの推進、競技スポーツのレベルの向上、国際競技会メダルの獲得などに協力し、国のために尽力する。
- ・スポーツ団体への指導を行い、各スポーツ種目協会

の業務と運営体制の構築を協力する。

- ・スポーツ団体と政府、及び他の部会とのコミュニケーションの架け橋を担当する。
 - ・スポーツ団体の社会的リソースの獲得に協力する。
- (2) 制度の確立

コーチ、審判制度の設立と実施準則を公布する。各スポーツ競技団体（協会）が各自で種目別のコーチ審判制度を制定し、実施方法などを策定する。その方法に依拠し、コーチ、審判講習会を行い、優秀な人材を選出して、海外に派遣する研修体制を整える。

(3) 科学的研究の強化

研究発展委員会を設立し、下記の部会（組）を設置する。各部会としての研究機能を発揮させ、全民体育を推進発展し、競技レベルの向上を目標とする。

- ・運動科学研究組・運動医学研究組・コーチ研究組
- ・審判研究組・一般研究組

(4) 競技成績の向上、運動傷害の予防

各種目の競技成績を向上するため、スポーツ選手の健康並びにスポーツライフを継続するため、一貫性の選抜制度を策定すると共に、運動傷害の予防計画と方法を制定する。それと同時に、運動科学研究室を設置し、科学的なトレーニング方法を行い、競技レベルを向上させる。また、運動医学研究センターを設立し、スポーツ医の講習会を開催している。

(5) 各スポーツ協会団体を指導し、各講習と研究会（シンポジウム）を開催

各スポーツ協会、団体との関係を強化するため、また、各種目のコーチ、審判の技能を向上するために、各協会団体の講習会及び研究会の開催に協力したり、主催したりする。

(6) 各競技のルール及びスポーツの記録の審査、査定及び公表

各競技スポーツ技術のレベルを向上するため、各競技項目の試合規則、ルールなどを審査・査定し、並びに出版する。また、「スポーツ記録審査委員会スポーツ記録審査実施要項」を制定する。さらに、全国の各スポーツ協会の需要に合わせて、適時に各スポーツの最新試合規則と記録を公表する。

(7) 国際スポーツの交流活動の強化

積極的に国際スポーツ交流活動を推進している。ハンガリー、韓国、ドイツ、ペルー、ウルグアイ、ニカラグア、パラグアイ、アルゼンチンとコスタリカなどとスポーツ交流協議を締結している。国際スポーツ交

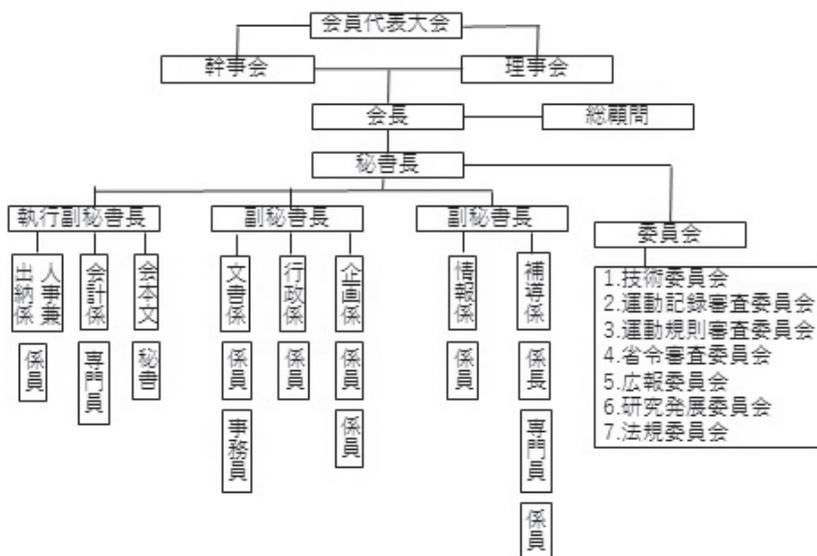


図1. 中華民國体育運動總會組織図⁽⁶⁾

流において、積極的に海外の科学技術とトレーニング方法を見習い、スポーツ専門家とコーチを海外派遣する。

4.4. 会則

6つの章からなる体総の会則には、会員、組織及び職員、会議、経費及び会計などについて規定がなされている。会員は、基本的に全国的なスポーツ協会団体であり、またオリンピック組織委員会が認定する種目、アジア大会にて3回連続行われた競技種目のスポーツ団体、すなわち、国際スポーツ組織に加盟しているスポーツ団体かつオリンピック委員会の承認を得た団体である。経費及び会計の項目について、入会費や年会費の徴収が書かれてあるが、十分徴収がなされていないようである。実際の収入については、ほとんど政府からの補助と寄付金で賄っていると秘書長は話した。

組織において、理事35人（その内、常務理事11人）、監事11人（その内、常務監事3人）と規定されており、これらの役職は無給である。会長は、11名の常務理事の中から原則として理事会選挙によって選出されるが、伝統的に総統が指名することになっている。実際、現在も同様な方法がなされ、総統が指名する者が会長になるという仕組みである。また、政権が変わっても、会長を指名する形が変わっていないと秘書長は言う。つまり、政権をもつ政党が替わっても総統が任意の者を指名して会長にするという仕組みは変わっていない。

5. 近年の組織編制（体育委員会と体育署）

5.1. 体育委員会

タンら（Tan et al., 2009）は、戦後の台湾のスポーツ政策を以下の様にまとめている。1949年に蒋介石が、毛沢東の共産主義体制によって統治された中国大

陸を脱して台北に遷都して以降、教育部（Ministry of Education）の監督のもと体育カウンスル（Council of Physical Education）が、スポーツ振興を担当し、軍事的な観点から身体的トレーニングを強調するスポーツ政策がなされた。1968年以降、政府は方針を変え、生徒の健康維持のための体育が強調されるようになった。1973年に教育部の下に体育司（Department of Physical Education）が設立され、1989年に政府は「全国スポーツ発展プロジェクト」（National Sport Project）に取り組むなどしてエリートスポーツに力を入れた。

1997年に、日本の内閣に相当する行政院（Executive Yuan）の下に、体育委員会（Sports Affairs Council）が設立され、それはエリートスポーツとスポーツフォアオールを担当し、一方で体育司は教育システムの中での健康、身体活動、スポーツの振興にその役割が限定された。チャイニーズタイペイオリンピック委員会や中華民国体育運動総会の予算が少なくなり、体育委員会が直接オリンピック種目の全国スポーツ連盟やプロ野球に補助金が支給したりして、その影響力を強めた。

5.2. 体育署

2013年1月、「体育委員会」は「体育司」と統合され、教育部の下に「体育署」（Sports Administration）が置かれた。2014年1月、チャイニーズタイペイオリンピック委員会、中華民国体育運動総会、教育部体育署は、以下の共同声明を発表した。「チャイニーズタイペイオリンピック委員会、全国体総、教育部体育署は、仲間関係によるトリプルウインの新局面を創造する。目標を一致し、密接に協力し合い、積極的に社会資源を求め、優秀なスポーツ選手をサポートし、種目別スポーツ協会に協力する。また、体育専門的な人材を育成し、競技スポーツのレベルを向上し、全民運動を普及させ、オリンピック活動を普及させ、我が国の体育発展に心力を貢献する。互いに協力し合い、高峰を目指すことを誓い、ここで声明をする。」この3者が連携を取りながら、トップレベルのスポーツから大衆フィットネススポーツまで広範囲のスポーツ振興に携わるとしている。

タンは、図2、図3において、チャイニーズタイペイオリンピック委員会と中華民国体育運動総会を、それぞれ体育委員会（図2）と体育署（図3）の下に位置づけている。オリンピック委員会のA氏は、この推移をインタビューにおいて以下の様に端的に説明してくれた。「選手強化は元々「体総」が担当していました。台湾のすべての

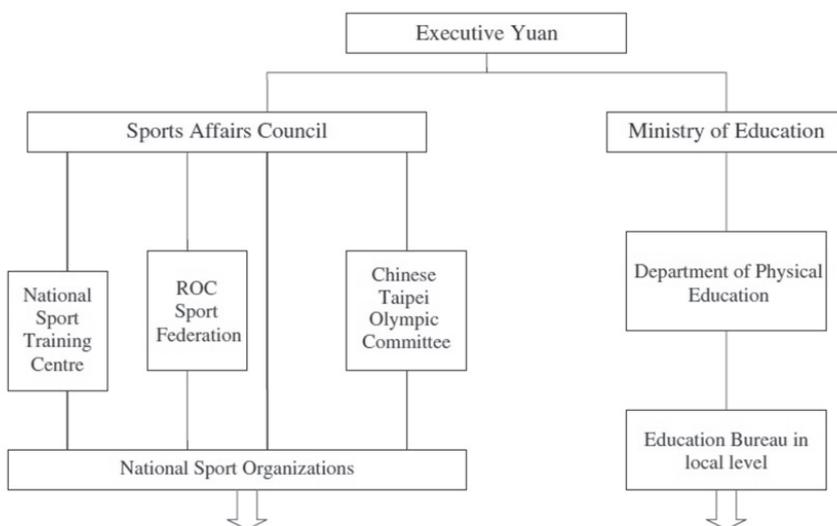


図2. 2013年以前の台湾におけるスポーツ行政の構造⁽⁷⁾

単一種目スポーツ協会は、体総の会員です。しかし、この状況は、1997年に変化がありました。その時、台湾政府は体育を主管する部会として、体育委員会を設置しました。選手の強化、育成が行われているトレーニングセンターもその体育委員会の所管となりました。だから、選手の強化、育成は、全部政府が行うことになりました。その後、体総は全民運動の推進活動のみ行うことになりました。体育委員会は、去年（2013年）解散し、教育部の体育署となりました。したがって現在、選手の強化、育成は、教育部が担当しています。」

「体育委員会」が「教育部」の「体育司」と合併し、教育部の傘下にある「体育署」となった理由について、体総の秘書長に尋ねたところ以下の様に回答した。「体育委員会が成立した（1997年）後、何年経っても状況が変わらず、国家を代表する選手の育成や派遣などは、ほとんど学校から行われました。だから、体育委員会が教育部の体育署となりました。… 体育界では、政府に声を出せば、何でも叶えてくれる（体育委員会の成立）という思いがあります。しかし、体育委員会の成立ができて、競技スポーツや全民スポーツの振興ができず、結果、教育部の体育署になっても文句が出ません。」教育部の行政活動から、一定の事務・事業を分離して、独立行政法人「体育委員会」を設置したものの、業務の活性化や自立的な運営ができなかったため、「体育委員会」の機能が教育部に戻ってきたと解釈できる。湯教授にも、このプロセスについて尋ねたところ、体育司と体育委員会が1つになることによって、行政的効率化が進んでよかったのではないかと回答した。この回答からも、たとえ体育委員会に民間人が委員として入っていたとしても、体育委員会がカウンスルとしての機能を果たすことができず、教育部の下位組織として機能していたことが推察される。

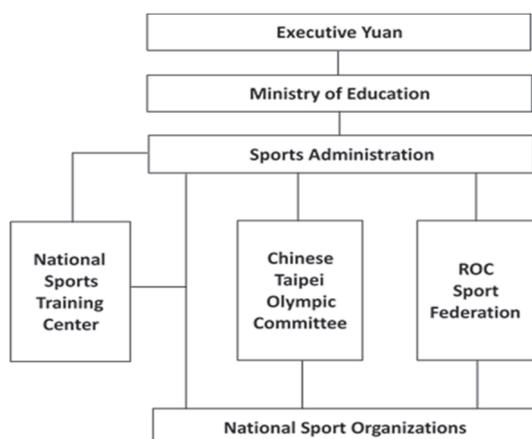


図3. 台湾における体育署設立以降のスポーツ管理構造^⑧

6. チャイニーズタイペイオリンピック委員会と 中華民国体育運動総会の公共性

6.1. チャイニーズタイペイオリンピック委員会の公共性

日本では1989年に、日本体育協会から日本オリンピック委員会（JOC）が分離・独立した。同様に台湾においてもオリンピック委員会と体総は1つの組織であったが、1993年に民間団体についての法律改定があり、オリンピック委員会は国際的な組織であり、国際オリンピックの規定に従い、一方、体総は国内における民間団体であり、その時制定された法律にそぐわないので、オリンピック委員会が分離・独立することとなった。

2010年以前、委員による象徴的な会長選出選挙は行われていたが、オリンピック委員会の会長は、全て政府が委任派遣しており、政府任命制だった。それが、IOCからの要求にしたがって、チャイニーズタイペイオリンピック委員会の憲章に変更が加えられ、理事会の選挙によって会長が選ばれるようになった。会長が決まった後、スポーツ協会の代表、オリンピック種目の協会の代表、体育関連の大学の代表、政府機関の代表、等の中から、現委員5名によってノミネートされ、委員によって投票が行われ、得票数の過半数の票数を獲得すれば委員になることができる。現在、63名の委員がいるが、IOCの規定により、その内32名はオリンピック種目の協会代表でなくてはならない。このように、民主的な手続によって委員が選出されており、その点において公共性が担保されているようである。

一方、実際の選手強化については、直接教育部が関わっているとチャイニーズタイペイオリンピック委員会のA氏はインタビューで答えた。以前は体総が選手強化に関わっており、今でも体総に任せられた方が良いという意見もあるが、体総は独立行政法人ではなく人民団体なので、効率性の観点から、選手強化やトレーニングは教育部体育署が主導していると、A氏は言う。

また、チャイニーズタイペイオリンピック委員会（CTOC）の収入の8割は政府からの経費であり、残りの2割は寄附や自己収入である。したがって8割を占める経費による業務の執行と支出の許可などは政府の規定に従い、政府からの監査と監督を受けなければならない。2割の経費は自己収入なので、CTOCの会計士が担当している。また、CTOCの会計については全てIOCに報告しなければならない。こうしたことから、CTOCは台湾国内における運営において、政府からも民間からも信頼を得ているとA氏は話してくれた。

6.2. 中華民国体育運動総会の公共性

チャイニーズタイペイオリンピック委員会と体総との関係は、日本のJOCと日本スポーツ協会との関係に類似

している。日本スポーツ協会と同じ立場にある体総は、どのように民間スポーツ組織としての公共性を担保しているかを説明する。

体総は、主に国民体育、全民運動を推進する民間スポーツ組織である。体総は、全民運動の推進のみならず、競技スポーツの代表選手の育成と選抜にも政府の体育署と協力して、積極的にかかわっている。秘書長へのインタビューによれば、体総は、政府と良好な関係を持ちつつ、政府のシンクタンクとして政策に対する提言をするために、スポーツに関する会議に参加することがある。体総は政府の体育署の全民運動組において、多く事業を担当している。政府との協力体制のもとで、体総は事業を計画・実施している。

図4は、佐藤が社会的システムにおける共的セクターの位置づけを説明した図（佐藤，2002：194）を参考にして作成したものである。共的セクターである体総は、公的セクターである体育署の補助を受けつつ、積極的に政府と協力するとともに、私的セクターである企業とのパートナーシップを構築し活動資金として寄附を受けている。また体総は、加盟しているスポーツ団体及び直轄市の体育総会に協力し、体育署との架け橋の役割を果たしており、コミュニティ・セクターである地域のスポーツ活動を支えている各地域の体育総会とのつながりも有している。このように公的セクター、私的セクター、コミュニティ・セクターの三者との協働に基づいて、共的セクターとして体総が協働の場を形成し、そこに「新しい公共」を見出すことができるかもしれない。

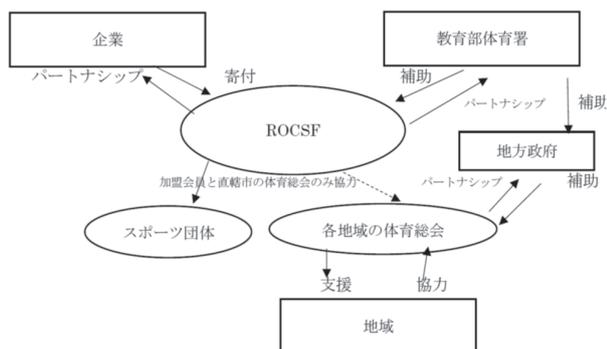


図4. 中華民国体育運動総会と企業、政府、地域の関係

7. おわりに

本研究では、台湾の「チャイニーズタイペイオリンピック委員会」と「中華民国体育運動総会」を取りあげ、それらの民間スポーツ組織としての公共性を検討しようとした。民間スポーツ組織の公共性の担保を問題とする場合、市民社会の成立の視点が問題をより明確化する上での補助線となるだろう。現在の市民社会論は、国家の専横や市場原理によって失われた「公共性」を回復するこ

とを中心課題に据えており（山口，2004：152）、市民たちによるアソシエーションこそが自由の実現の基本であるとする（山口，2004：159-160）。中村（中村，1996：13）は、市民社会（Zivilgesellschaft）を、「国家官僚機構と市場経済からは相対的に独立した（あるいは独立を保持すべき）、公論ないし知的・倫理的ヘゲモニーによって国家政策や経済システムに影響力を行使していく自発的な結社や集団からなる、政治的意思形成ないしヘゲモニー獲得の領域のことである」と定義している。

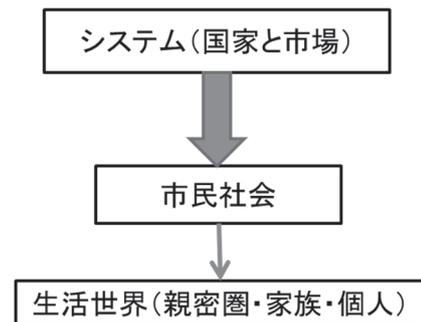


図5. ハーバーマスの三元論⁽⁹⁾

市民社会の制度的な核心をなすのは、自由な意思にもとづく非国家的・非経済的な結合関係である。いくつかの例を挙げれば、教会、文化的なサークル、学術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、同業組合、政党、労働組合、オールタナティブな施設にまで及ぶ。（ハーバーマス，1994：序言38）

ハーバーマスの理論によると、「国家」と「経済（市場）」は「システム」として一括されて、「生活世界」と対置される。そして、「市民社会」は、この「システム」と「生活世界」の接合部分に位置する。「生活世界」とは、言語を媒介にして相互理解をめざす人間関係の領域のことをいうが、それは同時に「文化的・社会的再生産の領域」でもある。しかし、資本主義の発達で、「市場（貨幣）」と「国家（権力・官僚制）」からなる「システム」の「生活世界」への浸透をもたらし、言語を媒介とする人間関係を希薄化し、文化の領域では意味の喪失をもたらし、社会の領域ではアノミー状況を招く。こうした「生活世界」の危機的状況を、「システムによる生活世界の植民地化」と、ハーバーマスは呼んだ。「市民社会」が未成熟であると、人々の生活は、「国家」ならびに「市場」と直接の対面関係に置かれることになり、「国家」の管理下に置かれ、「市場」の暴走に翻弄されることになる。こうした「生活世界」の危機的状況を打開するのが、公共性を有するところの「市民社会」である（山口，2004：153-154，173-174）。これは、本稿の冒頭で示した「公共性」の1つ目の視点に基づくコンセプトで

ある。

先述したように、チャイニーズタイペイオリンピック委員会 (CTOC) は、必ずしも国家の枠組みに制約されないオリンピックモデル方式によって、IOCが開催する大会に台湾の選手を派遣することができている。1960年代以降、中国とは中華人民共和国であり、台湾は中国の一部であるという見方が国際社会において浸透する (清水, 2003) ことに対抗して、「台湾」や「中華民国」という言説は人々のナショナル・アイデンティティを醸成するものとなった (Lee *et al.*, 2009)。中国という国家の植民地化に抵抗し、ヘゲモニーを獲得する象徴的な組織としてCTOCを見なすことができるだろう。また、中華民国体育運動総会は、「公的セクター」である政府・地方自治体、「私的セクター」である民間営利企業、スポーツを行う人々が直接かかわっている「コミュニティ・セクター」の3者と関わり合いながらも自律して活動を展開していることから、「新しい公共」を構築していると推察され、市民社会の成立に資するものとなっている。

しかし一方で、CTOCの予算の80%が政府からの経費であり、その用途についても政府の規定に従わなくてはならない。また、1997年に体育委員会が設置され、その影響力の増大にともなって、CTOCや体総の予算が減少したことは、台湾政府に対して相対的に独立した組織であるとは言いがたい面もある。また、2013年に「体育委員会」が「体育司」と統合され、教育部の下に「体育署」が設置されたことは、実質的には教育行政の下で、スポーツ振興がなされていることを示すものと言えるだろう。例えば、体総の秘書長が、全国バレーボール選手権大会を実施する際、役員、選手、コーチ、審判は全て学校から出すと言っていたように、台湾のスポーツプロモーションは教育行政の枠組みの中で展開していると推察される。本稿の冒頭で提起したスポーツ競技の政策と学校体育の政策との関連性については、韓国・中国よりも、日本に親和性があるのかも知れない。

2014年にCTOC、体総、体育署は、共同声明を発表し、この3者の協力体制を顕示した。3者が協働してスポーツプロモーションが展開されることは理想的である。ただ、その時に「新しい公共」の理念に立つならば、民間スポーツ組織である前2者 (CTOC、体総) は、「略奪と再分配 (支配と保護) (柄谷, 2015) という国家レベルの権力を有する後者 (体育署) に従属するのではなく、むしろ公論的ヘゲモニーによって後者に対する影響力を行使する組織であることが求められるだろう。

本研究では、台湾の「チャイニーズタイペイオリンピック委員会」「中華民国体育運動総会」、そしてそれらに関連する「体育委員会」「体育署」について、公共性の観点から検討した。これらが織りなす関係性は、台湾の社会の在り方を示していると言えるだろう。また、こ

の関係性は、日本の「公益財団法人 日本オリンピック委員会」「公益財団法人 日本スポーツ協会」「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」「文部科学省/スポーツ庁」の関係性を検討する上で参考になるとと思われる。そこで問われるのは、国家や市場のパワーに翻弄されることなく、日本オリンピック委員会や日本スポーツ協会が、人々がスポーツ文化を豊かに享受するためのアソシエーションとしての役割を果たし得ているかという点であろう。

附記：本稿は、科学研究費「『新しい公共』形成をめぐる民間スポーツ組織の公共性に関する国際比較研究」(研究代表者：菊幸一、課題番号：25282190、2013-16年度)の報告書を基に加筆修正をしたものである。

註

- (1) これらの調査の他、国立台湾師範大学 運動休閒與餐旅管理研究所 教授 添進 氏から有用な情報を提供して頂いた。また、2016年1月24日に奈良教育大学において、台湾のスポーツ政策について講演をして頂いた。
- (2) 「チャイニーズタイペイオリンピック委員会」を「CTOC」と表記する箇所もある。なお、この節は、CTOCのA氏へのインタビュー結果をまとめたものである。
- (3) 2009年から2016年まで、台湾は「中華台北」の名義で世界保健機関 (WHO) の年次総会である世界保健総会 (WHA) にオブザーバーとして参加したが、2016年に蔡英文政権が誕生して以降WHAへの参加は認められていない。(EPOCH TIMES, 2020年5月1日、<<https://www.epochtimes.jp/p/2020/05/55902.html>>)
- (4) 中華民国体育運動総会については、インタビュー調査とともに体総のホームページからの情報も引用した。<http://www.rocsf.org.tw/about_us/about_us_1_1.asp> (インタビュー調査を実施した当時の2014年9月7日に参照したもの)
- (5) 台湾は、もともと中華民国台湾省である。1997年に憲法を修正し、「台湾省政府」を地方自治レベルに降格した。「台湾省政府」を行政院の派生部会にして、機能を削減した。
- (6) 図1は、インタビュー当日、中華民国体育総会から提供された資料を日本語訳したものである。
- (7) タンら (Tan *et al.*, 2009: 102) の論文の図2 (national sport administrative structure in Taiwan in 2008) から転載した。
- (8) 2016年1月24日に実施した国立台湾師範大学 湯添進教授の講演会の資料より転載した。
- (9) 山口 (2004: 153) の図4より転載。図中の矢印は「植民地化」の論理である。

文献

- ギデンズ (1999) 『第3の道—効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。
- ハーバーマス (1994) 『第2版公共性の構造転換』未来社。
- 柄谷行人 (2015) 『世界史の構造』岩波書店。
- 菊幸一 (2001) 「体育社会学から見た体育・スポーツの『公共性』をめぐるビジョン」『体育の科学』第51巻、第1号、25-29。

- 菊幸一 (2015) 「東アジアを貫く時間軸とスポーツ政策」, 土佐昌樹 編著『東アジアのスポーツ・ナショナリズム－国家戦略と国際協調のはざままで』 ミネルヴァ書房, 239-267.
- Lee, P., Bairner, A. and Tan, T. (2010) "Taiwanese identities and the 2008 Beijing Olympic Games." in Bairner, A. and Molnar, G. (eds.), *The politics of the Olympics*. Routledge: London.
- 中村健吾 (1996) 「現代ドイツの『市民社会』論争-ハーバーマス, グラムシ, ヒルシュ」 大阪市立大学, 経済学雑誌, 第97巻, 第1号, 13-34.
- 佐藤慶幸 (2002) 「ボランティア・セクターと社会システムの変革」, 佐々木毅・金泰昌編『中間集団が開く公共性 公共哲学7』 東京大学出版会, 193-229.
- 清水麗 (2003) 「オリンピック参加をめぐる台湾－中台関係における名称問題の一考察」 21世紀アジア学会紀要, 第1号, 5-22.
- 高橋豪仁・菊幸一 (2013) 「スポーツ政策の公共性に関する研究－韓国と中国のスポーツ政策に言及して－」 奈良教育大学研究紀要, 第62巻, 第1号, 121-133.
- Tan, T., Cheng, C., Lee, P., and Ko, L., (2009) "Sport Policy in Taiwan, 1949-2008: A Brief History of Government Involvement in Sport," *International Journal of Sport Policy*, 1 (1), 99-111.
- 山口定 (2004) 『市民社会論-歴史的遺産と新展開 (立命館大学叢書・政策科学4)』 有斐閣.
- 張世昌 (1993) 「韓国 第5共和国の政治課題とスポーツ政策に関する研究」 日本体育学会大会号, 44A, 162.